

有床診療所

【病床数】最大19床

【夜間体制】全施設平均1.3名(※)

病院

【病床数】20床以上(上限なし)

【夜間体制】全施設平均15.2名(※)

(※) 夜間体制については「病院・診療所等の防火体制に係る実態調査」(平成25年11月厚生労働省調べ)有効回答分による

【病院へのスプリンクラー設備の要否に関する主な論点】

- 病院について、全施設平均(※)での夜間の人員が多いが、こうした施設は、病床が多数ある棟がある場合や、重篤な患者が多いと考えられる。こうした状況を勘案したときに、スプリンクラー設備の要否について有床診療所と病院との差を設けることが妥当かどうか。
- 病院では有床診療所と比較して重篤な患者を診ることが多く、産科等の診療科であっても、職員による一定の支援により入院患者が避難できない場合があることから、病院については、診療科によりスプリンクラー設備の設置を要しないとすることは困難ではないか。

- 今回の検討部会において、上記論点について十分にご意見をいただいた上で、次回(第5回)検討部会に向けて有床診療所と病院との差異を踏まえた案を取りまとめる。

病院と有床診療所の比較

			病院					有床診療所	
			一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	一般病床	療養病床
医療法からみる制度	病床数 (法第1条の5)		20床以上					19床以下	
	構造設備 (法第23条) (規則第16条第1項第3号)		6.4㎡／床以上					1人部屋 6.3㎡／床以上 2人部屋～ 4.3㎡／床以上	6.4㎡／床以上
	(法第21条)		・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設(外部委託する場合を除く) ・X線装置 等						・機能訓練施設 ・談話室 等
				上記に加えて ・機能訓練施設 ・談話室 等					
	病床毎の患者 (法第7条第2項)		他の区分に当てはまらない患者	主として長期にわたり療養を必要とする患者	精神疾患を有する者	結核の患者	感染症法に規定する1・2類感染症、新感染症等の患者	他の区分に当てはまらない患者	主として長期にわたり療養を必要とする患者
	人員体制 (標準の員数) (規則第19条第1項及び第2項)	医師 看護職員 看護補助者 薬剤師	16:1 3:1 — 70:1	48:1 4:1※ 4:1※ 150:1 ※H30.3.31.迄は6:1	48:1 4:1 — 150:1	16:1 4:1 — 70:1	16:1 3:1 — 70:1	— — — —	— 4:1※ 4:1※ — ※H30.3.31.迄は6:1
実態	夜間宿直の状況 (午前2時時点の平均人員数) <防火体制に係る実態調査(厚生労働省)>		15.2人					1.3人	
	平均在院日数(2012年) <医療施設(動態)調査・病院報告>		17.5日	171.8日	291.9日	70.7日	8.5日	データ無	106.9日